



裁判所からの「訴状」？

これって無視していいんですよね？

裁判所

～特別送達について～

裁判所からとみられる「訴状」と書かれた手紙が郵便受けに届きました。サイトの利用料金の未払い分を払うように書かれていましたが、サイトを利用した覚えも訴えられる覚えもありません。どうしたら良いですか。

郵便受けに入っていた場合



裁判所をかたった
架空請求の
可能性が高いです。

封筒の表に「訴状」と書かれていた場合、これは、裁判所から送られたものではありません。訴えられた場合など、裁判所からの重要な通知は「特別送達」という郵便により配達され、郵便受けに直接投げ込まれることはありません。

基本的には無視し、そのまま放置してください

特別送達で
配達された場合

裁判所からの通知は「特別送達」という郵便により配達されます。郵便配達担当者が名宛人に直接手渡すことが原則です。

身に覚えのない請求であっても、「特別送達」の通知であれば、放置してはいけません。

そのまま放置すると、欠席裁判になり基本的に架空請求者の請求がそのまま認められてしまうので注意が必要です。

※裁判所をかたった架空請求かどうかわからない場合には

消費者ホットライン
(局番なし)

188

へ相談してください

8月・9月の消費生活法律相談

8月10日(木) 13:30~15:30
9月7日(木) 13:30~15:30

※弁護士が無料でアドバイス(30分)
※電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50
(置賜総合支庁1階)

電話：0238-24-0999
FAX：0238-26-6072

正しく理解していますか？

サブスク

サブスク（サブスクリプション）とは、定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスのことで、一般的に、一度契約をすると、解約しない限り自動的に支払いが継続されます。

「解約したはず!」「契約してない!」と思い込んでいませんか？
予期せぬ“サブスク”の請求トラブルにご注意!!

音楽聞き放題!



無料トライアルのお申し込み

クレジットカード番号を入力してください



- ※ 無料期間は1カ月
- ※ 無料期間を過ぎて解約されない場合には、自動的に有料プラン（¥5,000/月）に移行します。

動画配信アプリ

Sho-hise-katu



1週間トライアル 無 料
開始日：7月〇日 ¥1,200/月

申し込む

事例 無料体験のためにアプリをダウンロードした後、退会したと思っていたら、継続課金になっていた。

事例 動画配信サービスの解約を忘れ、利用していないにもかかわらず代金を要求された。

サブスク契約では

契約中は利用していなくても料金が発生します。

自分で解約しない限り契約は自動で更新され、

支払いが続きます。

- ・サブスクを申し込む際は、契約条件をよく確認してから契約しましょう。
- ・解約する場合は、事業者のホームページなどで手続き方法を確認しましょう

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費者センター等に相談しましょう。

消費者ホットライン(局番なし) | 88 へ!!

第一回「警察書道」コンクール開催!

～「とめ」「はね」「はらい」で安心安全なまちづくり～

山形県在住の方ならどなたでもご応募いただけます。

出品方法、その他詳細は下記QRコードからご確認ください。

尚、出品締切は9月19日(火)当日必着となります。

問合せ先：山形県警察本部生活安全部生活安全企画課

「警察書道」コンクール事務局

電話：023-626-0110 (平日8:30～17:15)

